

令和5年度 胎内市ブロック塀等安全対策支援事業 概要

胎内市ブロック塀等安全対策支援事業は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止し、避難経路を確保することを目的として、危険性が高いブロック塀等の撤去、改修、建替え工事費用の一部を補助するものです。

実施期間	受付開始	令和5年6月12日（月）～
	受付終了	交付申請額が予算に達した時点で受付終了となります。
	完了期限	実績報告書の提出期限は令和5年12月29日（金）です。
補助金額	算定方法	補助対象工事費の3分の2以内
	上限額	最大15万円
	補助回数	補助金の交付は、一つの敷地につき1回限りとなります。
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・胎内市に住民登録を有する者 ・胎内市内に存するブロック塀等の所有者又は所有者の同意を得た管理者 ・市税等の滞納がないこと 	
補助対象ブロック塀等	避難路等に面するブロック塀等のうち、高さが1m以上のブロック塀等で、点検の結果により倒壊の危険性があると認められたもの	
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ①既存のブロック塀等を解体し、撤去する工事 ②既存のブロック塀等の高さを1m以下にする改修工事 ③既存のブロック塀等を撤去し、建築基準法による構造基準に適合するブロック塀やフェンス等を新設する建替え工事 <p>※宅地と宅地の境界にあるもの、市が定める通学路・避難経路等以外の道にのみ面しているものは対象外となります。</p>	
施工業者	市内に主たる事業所を有し、ブロック塀等の改修等を業としている法人又は個人事業者	
事前相談	申請にあたっては、対象となるブロック塀等であるか確認を行いますので、申請の前に必ず地域整備課へ事前相談をお願いします。	
交付申請	<p>申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書（様式第2号） (2) ブロック塀等点検調査表（様式第3号） ※点検は、建築基準法による構造基準に適合するものであるか、確認審査できる方が行ってください (3) ブロック塀等の位置図・付近見取り図 (4) ブロック塀等の改修等に要する経費の内訳が分かる見積書 (5) ブロック塀等の全景及び詳細が分かる写真 (6) ブロック塀等の現況が分かる図面 (7) 所有者の同意書（様式第4号）※申請者と所有者が異なる場合 (8) 当該年度の固定資産税（土地・家屋）課税明細書の写し等 (9) 委任状（その他様式）※施工業者が申請等を代行する場合 	
変更交付申請	軽微な変更以外（交付決定額の変更、経費の20%以上の増減、構造基準を満たすための改修内容の変更等）を行う場合は、変更交付申請が必要です。	
実績報告	補助対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第5号）を提出してください。	
申請・報告及び問合せ先	胎内市役所2階 地域整備課 都市計画建築係 窓口 ☎0254-43-6111（内線1213）	